

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

安城市長 三星元人

## 安城市規則第20号

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則（令和2年安城市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 適応指導教室指導補助員の項中「適応指導教室指導補助員」を「教育支援センター指導補助員」に改める。

別表第2 臨床心理士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の項中「臨床心理士」の次に「、公認心理師」を加え、同表学校非常勤講師の項中「2, 860円」を「2, 940円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。